

宿泊約款・利用規約<No.1 Private Hotel & Villa Aomori>

第1条(本約款の適用)

- 当施設の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 当施設は、前項の規定にいかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

第2条(宿泊引受けの拒絶)

当施設は次の場合には、宿泊の引受け(第3条の申込みに対する承諾)をお断りすることがあります。この場合、当施設はその理由の説明を拒むことができます。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が次のイ又はロに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると認められるとき。
- 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき等、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
- 過去に当施設との間の宿泊契約に違反し、又は宿泊契約を解除されたことがあるとき。
- 第3条第1項各号に定める事項を申し出ていただけないとき、又は申出がなされた当該事項が虚偽であることが判明したとき。

第3条(氏名等の明告)

- 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出させていただきます。
 - 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍、及び職業
 - 宿泊者が外国人である場合、旅券番号
 - 宿泊者と申込者が異なる場合、申込者の電話番号及び氏名、並びに(申込者が法人である場合)会社名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金
 - その他、当施設が必要と認めた事項
- 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に当該継続期間にかかる予約がなかった場合にのみ、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理いたします。

第4条(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当施設が第3条の申し込みを承諾し、指定日まで(銀行休日を含む7日以内)に申込金(宿泊料金相当)の入金を確認したときに成立するものとします(振込手数料はご負担ください。)。ただし、当施設が承諾をしなかったこ

とを証明したときは、この限りではありません。

2. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、個別に通知をする期日までに返還致します。前項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊申し込みはその効力を失うものとします。

第5条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同条の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条の2(当施設における感染防止対策への協力の求め)

当施設は、宿泊者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138条)第4条の2第1項の規定による特定感染症のまん延防止に係る協力を求めることができます。

第6条(宿泊者による宿泊契約の解除)

1. 第4条の宿泊契約が成立した場合において、宿泊者が当該宿泊契約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金をお支払いいただきます。

宿泊日当日から30日前までに解除した場合は、宿泊料金の総額の100%、31日前までに解除した場合は0%とします。

※宿泊プランにより、個別にキャンセル料が定められている場合はその比率となります。

2. 宿泊日数を短縮する申し込みがあった場合は、当社がこれを承諾したとしても、短縮部分について解除されたもののみなして違約金を收受いたします。この場合において、違約金比率は、下記(表1)に基づき、当該【短縮の申し込みがあった日】から【宿泊1日目】(当初の宿泊契約の初日を指します。)までの日数に応じて決定され、【短縮日数】に応じた宿泊料金に当該違約金比率を乗じたもの(短縮日数に応じた宿泊料金×違約金比率)を違約金とさせていただきます。

3. 第1項の規定に係る解除(前項の規定により、解除されたものとみなした場合を含みます。)について、列車、航空機等、公共の交通機関の不着又は遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由により、宿泊者が本施設に到着できなかつたことが原因であると証明されたときは、前二項の違約金はいただきません。

■違約金(表1)

キャンセル料金	
不泊／当日	100%
前日～30日前	100%
31日前	無料

注意：%は、宿泊料金の総額に対する違約金の比率です。※プランにより上記表と異なる場合がございます。

※ご返金の場合、振込手数料を差し引かせて頂いた金額をお振込み致しますので、ご了承ください。

第7条(当施設による宿泊契約の解除)

当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊契約を解除する事ができます。

- ① 第2条第2号から第11号までに定める事由に該当することとなったとき。
- ② 第4条の申込金の支払いを請求した場合において、指定日までにその支払いがないとき。
- ③ 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき(宿泊者以外の無断入室、無断宿泊など)。
- ④ 第11条に定める利用規則に従わなかったとき。

⑤ 館内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき。
なお、当施設は、前各号の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した申込金のうち、既に宿泊が行われた日数分の宿泊料金及び当該解除をキャンセルとみなして前条を準用して算定された違約金相当額を除いて残額があれば返還します。

第8条(チェックイン・チェックアウトタイム)

宿泊者が当施設に入館いただける時刻(チェックインタイム)は午後3時からとし、当施設より退館いただく時刻(チェックアウトタイム)は午前11時迄とします。

当施設は、当施設が認めた場合を除き、第1項記載の時間外のご利用は一切できません。

連泊(2日以上)連續して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

第9条(料金の支払い)

料金の支払は、指定日までに申込金(宿泊料金相当)を施設指定銀行口座へ入金(振込み)又はクレジットカード決済等振り込みに代わりうる方法によります。

第5条に該当する場合、原則として同様の支払方法としますが、当施設が別途指定した場合に限り、宿泊者は現金払いの方法による支払ができます。

宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊期間を短縮した場合は第6条第2項の規定を準用します。

第10条(利用規則)

宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条(当施設の責任)

1. 当施設は、当施設の故意又は重大な過失に基づき、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に関して、宿泊者に損害を与えたときは、相当因果関係の範囲内で、宿泊料金を上限として、その損害を賠償します。

2. 当施設の故意又は重大な過失により宿泊者に客室の提供ができなくなった場合、当施設は、当該宿泊者に類似料金による他の宿泊施設を斡旋するべく最大限努力いたします。この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金はいただけません。

第12条(寄託物等の取扱い)

当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。

宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第13条(手荷物又は携帯品の保管)

宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品(金庫内の物を含む。)が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間保管します。

当該保管期間の経過後は、貴重品については、最寄の警察署へ届けます。

その他の物品については処分させていただきます。

第14条(駐車場)

宿泊者が当施設の管理する駐車場(以下「駐車場」という。)をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、当施設駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第15条(宿泊者の責任)

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第16条(管轄及び準拠法)

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する青森地方裁判所、青森簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

備考(宿泊料金の算定方式)

宿泊者が支払うべき宿泊料金は「室料+退去時の清掃料金」となります。

別途宿泊者が利用した追加サービス等にかかる追加料金額は宿泊料金には含まれません。

子供料金は設けておりません。

利用規則

- ① 施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には宿泊約款第 10 条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 7 条により宿泊契約を解除させて頂きます。
- ② 施設内で火災の原因となる火気などを使用しないこと。
- ③ 施設内は「全面禁煙」となっておりますので、施設内で喫煙しないこと。
- ④ 当施設は一般住宅地にある施設になりますので、近隣住民に迷惑となるような、高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えること。
- ⑤ 施設内に次のようなものを持ち込まないこと。
 - (1)動物、鳥類
 - (2)悪臭を発するもの
 - (3)著しく多量な物品
 - (4)火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (5)適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
 - (6)大麻、麻薬、覚せい剤等
 - (7)その他前各号に類するもの
- ⑥ 当施設内で、賭博及び風紀をみだすような行為をしないこと。
- ⑦ みだりに外来客を施設内に引き入れないこと。
- ⑧ 施設内の諸設備、諸物品などを施設内外の他の場所に移動、加工、持ち出したり、目的以外の用途に利用したりしないこと。
- ⑨ 施設の建築物や諸設備に異物を取り付けないこと。
- ⑩ 泥酔者はお風呂のご利用をお断り致します。
- ⑪ 広告、宣伝物の頒布、物品の販売、勧誘等の行為をしないこと。
- ⑫ 当施設内を汚損させるような行為をしないこと。
- ⑬ 当施設内で発生したごみについて、当施設の指示に基づき分別をすること。